

### 県内全市町村で一斉実施

所得税を源泉徴収している事業所（給与支払者）は、原則として個人住民税の特別徴収をしていただくこととされています。（地方税法第321条の3及び第321条の4）

町では、神奈川県及び県内市町村と連携し、納税者の利便性向上と安定した徴収を確保するため、平成28年度から、特別徴収義務者となるべき事業者の方に、個人住民税の特別徴収税額通知を送付しますので、現在、特別徴収を行っていない事業者の方に、特別徴収の準備をお願いします。

◆町・県民税の特別徴収とは  
特別徴収とは、事業主（給与支払者）の方が、所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引いて徴収し、納入していただく制度です。

◆特別徴収の対象となる従業員  
次の場合を除き、短期雇用者、アルバイト、パート、役員等を含む原則すべての方が対象です。

- ・他から支給されている給与から個人住民税が特別徴収されている
- ・給与が月額で、毎月の給与から税額を引くことができない
- ・給与が毎月支給されない
- ・個人事業主の事業専従者で、専従者給与を受けている
- ・退職している、またはその予定がある

◆特別徴収をする  
従業員の方は

- ・金融機関に出向いて納税する手間が省け、納め忘れの心配がありません。
- ・ご自分で納付する方法（普通徴収）の納期が年4回であるのに対し、特別徴収では年12回のため、1回あたりの負担額が少なくなります。

◆事業者の方は  
町・県民税の税額計算は市町村が行いますので、所得税のように事業者の方が税額を計算する手間はかかりません。

◆個人住民税特別徴収の推進について、詳しくは左記ホームページをご覧ください。  
神奈川県  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/p823515.html>

町  
トップページ↓くらしの情報↓税金↓住民税（町民税・県民税）↓町・県民税の給与からの特別徴収

【問い合わせ】  
・事務手続きに関すること 税務課 町民税係 ☎(83)1224  
・取り組み全般に関すること 県小田原県税事務所 納税課 ☎(32)8000(代)

### 一般表彰(10人)

安藤 彬	林 俊英	熊澤 茂	小澤 豊	松尾 富造	杉山 一男	竹内 和則	高橋 義春	岡部 昌典	澁谷 薫
体育協会会長10年	教育委員5年	教育委員5年	民生委員1年8月	行政協力委員4年	行政協力委員4年	行政協力委員10年	農業委員3年	農業委員3年	行政協力委員6年

### 感謝状(5人)

伊藤ツネ子	込山 昇之	山田 耕收	澁谷 澄子	故遠藤 佳宏
環境美化活動	環境美化活動、環境保全活動	ふるさと応援寄附金	明るい選挙推進協議会	行政協力委員
			45年	3年

長年にわたり、町の行政、文化、社会などのさまざまな分野で地域の発展にご尽力いただいた方々の功績をたたえます。

表彰されるのは、昨年11月21日に開催された表彰審査会で地域などから推薦された方々です。厳正な審査の結果、15人となりました。

【問い合わせ】総務課 庶務係 ☎(83)1221

町表彰式 1月5日(月)午前10時 町民文化センター大ホール

### 平成27年度軽自動車税税率変更のお知らせ

平成26年度の地方税法の改正により、軽自動車税の見直しが行われ、平成27年度から軽自動車税の税率が変更されます。

#### 1 原動機付自転車及び二輪車等

平成27年度から次のとおり税率が変更されます。

種別	排気量	税率	
		平成26年度まで	平成27年度以降
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	三輪以上のもの(ミニカー)	2,500円	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他(フォークリフト等)	4,700円	5,900円
二輪の軽自動車	125cc超~250cc以下	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	4,000円	6,000円

#### 2 三輪及び四輪以上の軽自動車

平成27年4月1日以降に取得する新車の三輪及び四輪以上の軽自動車税の税率が引き上げられます。

また、平成28年度より、排出ガスや燃費の性能に優れた、環境負荷の小さい自動車の普及を進める観点から、賦課期日（毎年4月1日）に初度検査年月（自動車検査証の「初度検査年月日」欄に記載されています）から13年を経過した三輪及び四輪以上の軽自動車には重課税率が適用されます。ただし、動力源又は内部機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車並びに被けん引車は除かれます。

種別	税率(平成27年度~)			重課税率(平成28年度~)	
	現行税率(初度検査H27.3.31以前)		新税率(初度検査H27.4.1以降)		
	三輪	乗用	貨物用		
軽自動車	三輪	3,100円	3,900円	4,600円	
	四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円
			営業用	5,500円	6,900円
	四輪以上	貨物用	自家用	4,000円	5,000円
			営業用	3,000円	3,800円

### 70歳未満の方へ 平成27年1月から高額療養費制度の自己負担限度額が変わります

国民健康保険に加入している方が、病気やけがをして医療機関にかかり、窓口で自己負担限度額(月額)を超える高額な医療費を支払った場合、負担をできるだけ少なくするため、高額療養費が支給されます。

高額療養費制度は、所得区分に応じて自己負担限度額が定められており、負担能力に応じた負担となるように、きめ細やかな自己負担限度額が設定されました。

区分	改正前(平成26年12月以前)		改正後(平成27年1月以降)	
	所得	限度額	所得	限度額
上位所得	600万円超	150,000円 (医療費が500,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算) <4回目以降83,400円>	901万円超	252,600円 (医療費が842,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算) <4回目以降140,100円>
			600万円超 901万円以下	167,400円 (医療費が558,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算) <4回目以降93,000円>
一般	600万円以下	80,100円 (医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算) <4回目以降44,400円>	210万円超 600万円以下	80,100円 (医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算) <4回目以降44,400円>
			210万円以下	57,600円 <4回目以降44,400円>
非課税世帯	住民税非課税	35,400円 <4回目以降24,600円>	住民税非課税	35,400円 <4回目以降24,600円>

\*70歳以上の方の自己負担限度額は、変わりません  
【問い合わせ】町民課 国保年金係 ☎(83)1225

【問い合わせ】税務課 町民税係 ☎(83)1224